

事務連絡
平成19年8月1日

医療機関・保険薬局各位

東京都福祉保健局保健政策部長

義務教育就学児医療費助成制度の開始について

日ごろから、医療費助成制度につきまして、多大なるご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東京都では平成19年10月から、現行乳幼児医療費助成制度とは別に、義務教育就学児医療費助成制度を開始します。

詳細については、同封いたしましたリーフレット(医療機関等のみなさまへ「義務教育就学児医療費助成制度」のご案内)を御覧ください。

なお、当該制度への御協力をお願いするため、契約等につきましては、下記のような取扱いをさせていただきますようお願い申し上げます。

記

③

1. 契約の取扱い

平成19年9月30日現在において、ひとり親家庭等・乳幼児医療費助成制度に関する取扱いについて、東京都知事と契約を締結している医療機関は、義務教育就学児医療費助成制度の取扱いについても契約を締結しているものとみなし、別途契約の必要はありません。ただし、義務教育就学児医療費助成制度のみ御辞退なされる場合は、下記の問い合わせ先まで御連絡ください。

また、現在東京都医師会・東京都歯科医師会・東京都薬剤師会に加入されている場合、東京都知事と上記会との一括契約になります。上記会に御加入されている場合は、東京都知事との個別契約が不要になりますので、下記の問い合わせ先まで御連絡ください。

2. 請求手続

現在締結しているひとり親家庭等・乳幼児医療費助成制度に関する取扱いと同様です。
(詳しくは、リーフレットを御参照ください。)

問い合わせ先
東京都福祉保健局保健政策部医療助成課
TEL. 03-5320-4283

ハニモト